

# 厚生委員会議案説明資料

令和5年9月27日

件名	頁
1 第118号議案 足立区事務手数料条例の一部を改正する条例	2
2 第119号議案 足立区興行場法施行条例の一部を改正する条例	4
3 第120号議案 足立区旅館業法施行条例の一部を改正する条例	7
4 第121号議案 足立区プールの衛生管理に関する条例の一部を改正する条例	10
5 第122号議案 足立区大学病院施設等整備基金条例を廃止する条例	13

(衛生部)

# 第 1 1 8 号議案説明資料

令和 5 年 9 月 2 7 日

件 名	足立区事務手数料条例の一部を改正する条例					
所管部課名	衛生部足立保健所生活衛生課					
内 容	<p><b>1 概要</b>          令和 5 年 6 月 1 4 日に「生活衛生関係営業等の事業の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」が公布され、ホテル、旅館、ビジネスホテル等の衛生基準を定めている旅館業法（以下、「法」とする。）が一部改正されたことに伴い、足立区事務手数料条例の旅館業の規定のある別表 2 について整備を行う必要が生じたため、一部改正を行う。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <table border="1" data-bbox="400 878 1426 1420"> <thead> <tr> <th data-bbox="400 878 874 920">改正前</th> <th data-bbox="874 878 1426 920">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 920 874 1420">                     別表 2                      2 旅館業法第 3 条の 2 第 1 項又は第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査                 </td> <td data-bbox="874 920 1426 1420">                     別表 2                      2 旅館業法第 3 条の 2 第 1 項、第 3 条の 3 第 1 項又は第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;">                         現条文の営業者の地位の承継に関する規定に「事業譲渡」に関する内容を追加する。                     </div> </td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 新旧対照表</b>                      別紙のとおり</p> <p><b>4 施行年月日</b>                      規則で定める日から施行する。</p> <p><b>5 今後の方針</b>                      条例改正について、関係者に周知を図っていく。</p> <p>【参考】区内の旅館業施設（ホテル、旅館、ビジネスホテル等）                      5 9 施設（令和 5 年 8 月末現在）</p>		改正前	改正後	別表 2 2 旅館業法第 3 条の 2 第 1 項又は第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	別表 2 2 旅館業法第 3 条の 2 第 1 項、第 3 条の 3 第 1 項又は第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;">                         現条文の営業者の地位の承継に関する規定に「事業譲渡」に関する内容を追加する。                     </div>
改正前	改正後					
別表 2 2 旅館業法第 3 条の 2 第 1 項又は第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	別表 2 2 旅館業法第 3 条の 2 第 1 項、第 3 条の 3 第 1 項又は第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;">                         現条文の営業者の地位の承継に関する規定に「事業譲渡」に関する内容を追加する。                     </div>					

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前					改正後				
○足立区事務手数料条例 昭和33年3月22日条例第1号					○足立区事務手数料条例 昭和33年3月22日条例第1号				
別表第2（第6条関係） 衛生・保健関係					別表第2（第6条関係） 衛生・保健関係				
事務	手数料の名称	種別・単位	額	徴収時期	事務	手数料の名称	種別・単位	額	徴収時期
1（省略）					1（現行のとおり）				
2 旅館業法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	1件につき	9,700円	承認申請のとき	2 旅館業法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	1件につき	9,700円	承認申請のとき
3から94（省略）					3から94（現行のとおり）				
					付 則（令和5年●月●日条例第●●号） <u>この条例は、規則で定める日から施行する。</u>				

# 第 1 1 9 号議案説明資料

令和 5 年 9 月 2 7 日

件 名	足立区興行場法施行条例の一部を改正する条例					
所管部課名	衛生部足立保健所生活衛生課					
内 容	<p><b>1 概要</b>          令和 5 年 6 月 1 4 日に「生活衛生関係営業等の事業の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」が公布され、映画館や劇場等の衛生基準を定めている興行場業法（以下、「法」とする。）が一部改正された。          この法改正は事業譲渡に係る手続きを整備するもので、事業を譲り受けた者は、新たに許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継することとなるため、法改正内容に合わせて条例の一部改正する。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <table border="1" data-bbox="418 958 1426 1294"> <thead> <tr> <th data-bbox="418 958 954 1003">改正前</th> <th data-bbox="954 958 1426 1003">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="418 1003 954 1294">           第 3 条第 3 項            法第 2 条の 2 第 1 項の規定により相続、合併又は分割により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定める事項を区長に届け出なければならない。         </td> <td data-bbox="954 1003 1426 1294">           第 3 条第 3 項  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;">             現条文の営業者の地位の承継に関する規定に「<b>事業譲渡</b>」に関する内容を追加する。           </div> </td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 新旧対照表</b>          別紙のとおり</p> <p><b>4 施行年月日</b>          規則で定める日から施行する。</p> <p><b>5 今後の方針</b>          条例改正について、関係者に周知を図っていく。</p> <p><b>【参考】</b> 区内の興行場施設（映画館、劇場等）          1 8 施設（令和 5 年 8 月末現在）</p>		改正前	改正後	第 3 条第 3 項 法第 2 条の 2 第 1 項の規定により相続、合併又は分割により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定める事項を区長に届け出なければならない。	第 3 条第 3 項 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;">             現条文の営業者の地位の承継に関する規定に「<b>事業譲渡</b>」に関する内容を追加する。           </div>
改正前	改正後					
第 3 条第 3 項 法第 2 条の 2 第 1 項の規定により相続、合併又は分割により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定める事項を区長に届け出なければならない。	第 3 条第 3 項 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;">             現条文の営業者の地位の承継に関する規定に「<b>事業譲渡</b>」に関する内容を追加する。           </div>					

足立区興行場法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区興行場法施行条例 昭和59年6月29日条例第57号</p>	<p>○足立区興行場法施行条例 昭和59年6月29日条例第57号</p>
<p>第1条から第2条 (省略) (営業許可等)</p>	<p>第1条から第2条 (現行のとおり) (営業許可等)</p>
<p>第3条第1項および第2項 (省略)</p>	<p>第3条第1項および第2項 (現行のとおり)</p>
<p>3 法第2条の2第1項の規定により相続、合併又は分割により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定める事項を区長に届け出なければならない。</p>	<p>3 法第2条の2第1項の規定により<u>譲渡</u>、相続、合併又は分割により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定める事項を区長に届け出なければならない。</p>
<p>4 (省略)</p>	<p>4 (現行のとおり)</p>
<p>第4条から第8条 (省略)</p>	<p>第4条から第8条 (現行のとおり)</p>
<p>付 則 この条例は、昭和59年10月1日から施行する。 付 則 (平成12年3月31日条例第49号) この条例は、平成12年4月1日から施行する。 付 則 (平成13年6月14日条例第45号) この条例は、公布の日から施行する。 付 則 (平成24年3月28日条例第23号) (施行期日)</p>	<p>付 則 この条例は、昭和59年10月1日から施行する。 付 則 (平成12年3月31日条例第49号) この条例は、平成12年4月1日から施行する。 付 則 (平成13年6月14日条例第45号) この条例は、公布の日から施行する。 付 則 (平成24年3月28日条例第23号) (施行期日)</p>
<p>1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。 (経過措置)</p>	<p>1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。 (経過措置)</p>
<p>2 この条例の施行の際、現に興行場法第2条第1項の許可を受けている施設で、興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例(平成16年東京都条例第73号)付則第2項に規定する施設であるものについては、この条例による改正後の足立区興行場法施行条例第5条</p>	<p>2 この条例の施行の際、現に興行場法第2条第1項の許可を受けている施設で、興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例(平成16年東京都条例第73号)付則第2項に規定する施設であるものについては、この条例による改正後の足立区興行場法施行条例第5条</p>

改正前	改正後
第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、興行場を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。	第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、興行場を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。 <u>付 則（令和5年●月●日条例第●●号）</u> <u>この条例は、規則で定める日から施行する。</u>

# 第 1 2 0 号議案説明資料

令和 5 年 9 月 2 7 日

件 名	足立区旅館業法施行条例の一部を改正する条例					
所管部課名	衛生部足立保健所生活衛生課					
内 容	<p><b>1 概要</b>          令和 5 年 6 月 1 4 日に「生活衛生関係営業等の事業の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」が公布され、ホテル、旅館、ビジネスホテル等の衛生基準を定めている旅館業法（以下、「法」とする。）が一部改正された。          この法改正により、旅館業の施設における感染症まん延防止の観点から宿泊拒否事由を明確化する新たな規定が追加されたことに伴い、条例が参照する条項にずれが生じ、規定整備を行う必要があるため、一部改正を行う。</p> <p><b>2 改正内容</b>          旅館業法の改正により生じる条項ずれに対応する。          条例中、「法第 5 条第 3 号」を「法第 5 条第 1 項第 4 号」に改める。</p> <table border="1" data-bbox="400 1086 1426 1503"> <thead> <tr> <th data-bbox="400 1086 874 1131">改正前</th> <th data-bbox="874 1086 1426 1131">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 1131 874 1503">                     第 5 条                      法第 5 条第 3 号の規定による条例で定める事由は、次のとおりとする。                 </td> <td data-bbox="874 1131 1426 1503">                     第 5 条                      法第 5 条第 1 項第 4 号の規定による条例で定める事由は、次のとおりとする。  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;">                         条項ずれに合わせて、文言を整理する。                     </div> </td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 新旧対照表</b>          別紙のとおり</p> <p><b>4 施行年月日</b>          規則で定める日から施行する。</p> <p><b>5 今後の方針</b>          条例改正について、関係者に周知を図っていく。</p> <p>【参考】区内の旅館業施設（ホテル、旅館、ビジネスホテル等）          5 9 施設（令和 5 年 8 月末現在）</p>		改正前	改正後	第 5 条 法第 5 条第 3 号の規定による条例で定める事由は、次のとおりとする。	第 5 条 法第 5 条第 1 項第 4 号の規定による条例で定める事由は、次のとおりとする。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;">                         条項ずれに合わせて、文言を整理する。                     </div>
改正前	改正後					
第 5 条 法第 5 条第 3 号の規定による条例で定める事由は、次のとおりとする。	第 5 条 法第 5 条第 1 項第 4 号の規定による条例で定める事由は、次のとおりとする。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;">                         条項ずれに合わせて、文言を整理する。                     </div>					

足立区旅館業法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区旅館業法施行条例 平成24年3月28日条例第15号</p>	<p>○足立区旅館業法施行条例 平成24年3月28日条例第15号</p>
<p>第1条から第4条 (省略)</p>	<p>第1条から第4条 (現行のとおり)</p>
<p>(宿泊を拒むことができる事由)</p>	<p>(宿泊を拒むことができる事由)</p>
<p>第5条 法第5条第3号の規定による条例で定める事由は、次のとおりとする。 (1)～(2) (省略)</p>	<p>第5条 法第5条第1項第4号の規定による条例で定める事由は、次のとおりとする。 (1)～(2) (現行のとおり)</p>
<p>第6条から第12条 (省略)</p>	<p>第6条から第12条 (現行のとおり)</p>
<p>付 則 (平成26年10月27日条例第65号) この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>付 則 (平成26年10月27日条例第65号) この条例は、公布の日から施行する。</p>
<p>付 則 (平成30年5月31日条例第34号) この条例は、平成30年6月15日から施行する。</p>	<p>付 則 (平成30年5月31日条例第34号) この条例は、平成30年6月15日から施行する。</p>
<p>付 則 (令和3年12月22日条例第53号) (施行期日)</p>	<p>付 則 (令和3年12月22日条例第53号) (施行期日)</p>
<p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 (経過措置)</p>	<p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 (経過措置)</p>
<p>2 この条例の施行の際、現に旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定により、旅館業に係る経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の第7条第6号カ(キ)の規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、当該営業施設の浴室を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。</p>	<p>2 この条例の施行の際、現に旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定により、旅館業に係る経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の第7条第6号カ(キ)の規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、当該営業施設の浴室を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。</p>

改正前	改正後
	付 則（令和5年●月●日条例第●●号） <u>この条例は、規則で定める日から施行する。</u>

# 第 1 2 1 号議案説明資料

令和 5 年 9 月 2 7 日

件 名	足立区プールの衛生管理に関する条例の一部を改正する条例					
所管部課名	衛生部足立保健所生活衛生課					
内 容	<p><b>1 概要</b>          令和 5 年 6 月 1 4 日に「生活衛生関係営業等の事業の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」が公布され、旅館業法（以下、「法」とする。）が一部改正された。          改正法は事業譲渡に係る手続きを整備するもので、事業を譲り受けた者は、新たに許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継することとなる。          プールに関する法律はないが、今回の生活衛生関係の法改正の趣旨にのっとり、条例の一部を改正する。</p> <p><b>2 改正内容</b>          条例第 3 条の 2 における「経営者の地位の承継」に関する規定を整備する。</p> <table border="1" data-bbox="379 1048 1426 1547"> <thead> <tr> <th data-bbox="379 1048 1062 1093">改正前</th> <th data-bbox="1062 1048 1426 1093">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="379 1093 1062 1547">           第 3 条の 2            前条第 1 項の許可を受けた者（以下「許可経営者」という。）について相続、合併又は分割（当該プールの経営を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、相続人全員の同意により当該プールの経営を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該プールの経営を承継した法人は、許可経営者の地位を承継する。         </td> <td data-bbox="1062 1093 1426 1547">           第 3 条の 2  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;">             現条文の経営者の地位の承継に関する規定に「<b>事業譲渡</b>」に関する内容を追加する。           </div> </td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 新旧対照表</b>          別紙のとおり</p> <p><b>4 施行年月日</b>          規則で定める日から施行する。</p> <p><b>5 今後の方針</b>          条例改正について、関係者に周知を図っていく。</p> <p>【参考】区内の営業プール 1 8 施設（令和 5 年 8 月末現在）</p>		改正前	改正後	第 3 条の 2 前条第 1 項の許可を受けた者（以下「許可経営者」という。）について相続、合併又は分割（当該プールの経営を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、相続人全員の同意により当該プールの経営を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該プールの経営を承継した法人は、許可経営者の地位を承継する。	第 3 条の 2 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;">             現条文の経営者の地位の承継に関する規定に「<b>事業譲渡</b>」に関する内容を追加する。           </div>
改正前	改正後					
第 3 条の 2 前条第 1 項の許可を受けた者（以下「許可経営者」という。）について相続、合併又は分割（当該プールの経営を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、相続人全員の同意により当該プールの経営を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該プールの経営を承継した法人は、許可経営者の地位を承継する。	第 3 条の 2 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;">             現条文の経営者の地位の承継に関する規定に「<b>事業譲渡</b>」に関する内容を追加する。           </div>					

足立区プールの衛生管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区プールの衛生管理に関する条例 昭和50年3月31日条例第7号</p> <p>第1条から第3条 (省略) (地位の承継)</p> <p>第3条の2 前条第1項の許可を受けた者(以下「許可経営者」という。)について相続、合併又は分割(当該プールの経営を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、相続人全員の同意により当該プールの経営を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該プールの経営を承継した法人は、許可経営者の地位を承継する。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第4条から第12条 (省略) 付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際、現に水泳場及びプール取締条例(昭和24年東京都条例第55号。以下「都条例」という。)によりなされている許可又は許可申請は、この条例によりなされた許可(都条例による許可の有効期間中に限る。)又は許可申請とみなす。 付 則(平成12年3月31日条例第51号) この条例は、平成12年4月1日から施行する。 付 則(平成14年6月28日条例第31号) この条例は、平成14年7月1日から施行する。 付 則(平成16年3月24日条例第18号)</p>	<p>○足立区プールの衛生管理に関する条例 昭和50年3月31日条例第7号</p> <p>第1条から第3条 (現行のとおり) (地位の承継)</p> <p>第3条の2 前条第1項の許可を受けた者(以下「許可経営者」という。)が当該経営を譲渡し、又は許可経営者について相続、合併若しくは分割(当該経営を承継させるものに限る。)があったときは、当該経営を譲り受けた者又は相続人(相続人が2人以上ある場合において、相続人全員の同意により当該経営を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該経営を承継した法人は、許可経営者の地位を承継する。</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>第4条から第12条 (現行のとおり) 付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際、現に水泳場及びプール取締条例(昭和24年東京都条例第55号。以下「都条例」という。)によりなされている許可又は許可申請は、この条例によりなされた許可(都条例による許可の有効期間中に限る。)又は許可申請とみなす。 付 則(平成12年3月31日条例第51号) この条例は、平成12年4月1日から施行する。 付 則(平成14年6月28日条例第31号) この条例は、平成14年7月1日から施行する。 付 則(平成16年3月24日条例第18号)</p>

改正前	改正後
<p>この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第8条から第10条までの改正規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第8条から第10条までの改正規定は、公布の日から施行する。</p>
<p>付 則（平成19年12月26日条例第63号） この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>付 則（平成19年12月26日条例第63号） この条例は、公布の日から施行する。</p>
<p>付 則（平成27年7月14日条例第59号） （施行期日）</p>	<p>付 則（平成27年7月14日条例第59号） （施行期日）</p>
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p>	<p>1 この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p>
<p>2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の足立区プールの衛生管理に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定により学校プールの経営の届出をした学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校（以下「学校等」という。）を設置している者が、当該学校等の施設又は設備を用いて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を設置した場合には、旧条例第3条第2項の届出を、この条例による改正後の足立区プールの衛生管理に関する条例第3条第2項の届出とみなす。</p>	<p>2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の足立区プールの衛生管理に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定により学校プールの経営の届出をした学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校（以下「学校等」という。）を設置している者が、当該学校等の施設又は設備を用いて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を設置した場合には、旧条例第3条第2項の届出を、この条例による改正後の足立区プールの衛生管理に関する条例第3条第2項の届出とみなす。</p>
<p>3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
	<p>付 則（令和5年●月●日条例●●号） （施行期日）</p>
	<p>1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。 （経過措置）</p>
	<p>2 改正後の第3条の2の規定は、施行日以後にプールの経営の譲渡があった場合における当該経営を譲り受けた者について適用し、施行日前に当該経営を譲り受けた者については、なお従前の例による。</p>

# 第 1 2 2 号議案説明資料

令和 5 年 9 月 2 7 日

件 名	<b>足立区大学病院施設等整備基金条例を廃止する条例</b>
所管部課名	衛生部衛生管理課
内 容	<p><b>1 概要</b></p> <p>足立区大学病院施設等整備基金条例は、東京女子医科大学東医療センターの移転にかかる施設等整備に要する資金を積み立てるため、平成 2 8 年 3 月 2 日に設置した。</p> <p>令和 4 年 1 月 1 日付けで東京女子医科大学附属足立医療センターが開院し、令和 5 年 3 月までに、移転用地の確保、高度かつ専門的な医療の機能を有する大学病院の開設のために行う病院棟の建設および当該病院棟において使用する先進高額医療機器の導入に係る事業に対する助成は終了した。このことにより、当該基金は役割を終えたことから本条例を廃止する。</p> <p><b>2 施行年月日</b></p> <p>公布の日から施行する。</p>